○本宮市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成23年10月1日 告示第138号 改正 平成24年3月28日告示第35号 平成30年12月28日告示第115号

(目的)

第1条 この告示は、本市の消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防 団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消 防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
 - (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、 消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をい う。
 - (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
 - (4) 消防団長等 消防団長及び自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。 (表示証の交付申請及び推薦)
- 第3条 協力事業所の認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に本 宮市消防団協力事業所表示証交付申請書(様式第1号)により申請を行うものとす る。
- 2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に、本宮市消防団協力事業所表示推薦書(様式第2号)により推薦することができる。

(認定基準)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに 適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当 該事業所等が消防関係法令に違反をしているときは、これを行わないものとする。
 - (1) 従業員が本宮市消防団員として2人以上入団している事業所等
 - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
 - (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に 寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合 (表示証の交付)
- 第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証交付書(様式第3号)及び表示証(様式第4号)を交付するものとする。
- 2 協力事業所として認定した事業所等が他市町村にある場合は、協議の上、当該事業所等が所在する市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。 (表示証の表示)
- 第7条 協力事業所は、交付された表示証を表示することができる。
- 2 表示証を表示する場合は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法 その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
- 3 表示できる表示証の様式については、様式第4号のほか、様式第4号の寸法を同率 に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、本宮市消防団協力事業所表示証交付整理簿 (様式第5号)を備え付け、表示証の交付に関する協力事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(有効期間等)

- 第9条 表示の有効期間は、当該認定を行った日から2年間又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。
- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行 うことができない。
- 3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思 を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

- 第10条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り 消すことができる。
 - (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 第4条に規定する基準を満たさなくなったと認めたとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
 - (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により協力事業所の認定を取り消ししたときは、当該協力事業所に対し、本宮市消防団協力事業所認定取消通知書(様式第6号)により通知する

ものとする。

3 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、本宮市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第12条 この告示に関する事務は、市民部防災対策課において所掌する。

附則

この告示は、平成23年10月1日から実施する。

附則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

本宮市消防団協力事業所表示証交付申請書

年 月 日

(FI)

本宮市長

事業所等所在地

事業所等名

代 表 者

担 当 者

電 話 番 号

本宮市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
 - □新 規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
 - □追 加 (既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市 町村の表示を受ける場合)
 - □再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)
- 2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○即	取 組 内 容
1		従業員等が本宮市消防団員として、2人以上入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をして いる。
4		消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強 化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

3						
従業員名						
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

		【特記事項】							
本宮市記入欄	□申 請□推 薦	表示年月日	年	月	Ħ				

本宮市消防団協力事業所表示推薦書

年 月 日

本宮市長

推薦者役職名

住所

氏名

電話番号

本宮市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、次の事業所を消防 団協力事業所として推薦します。

記

- 1 推薦する協力事業所等
- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者
- (4) 担当者
- (5) 電話番号

2 推薦内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	〇印	取 組 内 容
1		従業員等が本宮市消防団員として、2人以上入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をして いる。
4		消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強 化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

公坐日月	正层消吐田女								
従業員名		所属消防団名							
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団			
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団			
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団			
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団			
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団			
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団			
	消防団	本部	/	本宮・白沢	第	分団			

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他審査に必要な資料

大党主	【特記事項】 表示年月日 年 月 日
本宮市 記入欄	事業所等の確認 □ 了 □ 否 ※電話等による事業所等の意思確認

第 号

表示証交付書

様

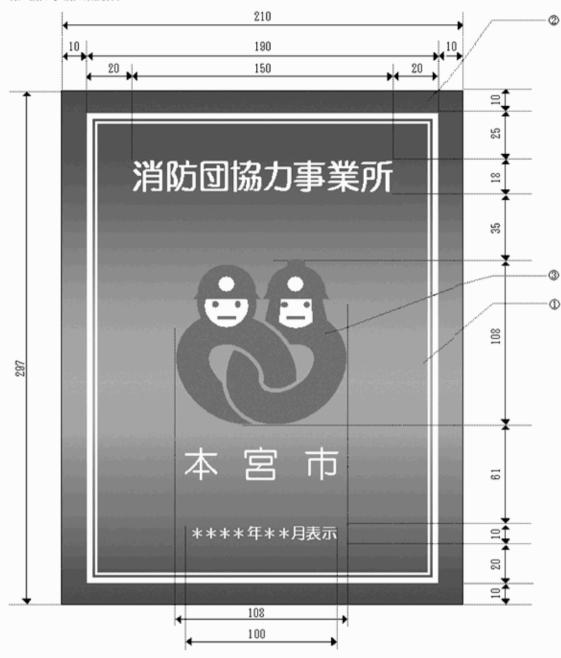
貴事業所は、本宮市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定基準に 適合していると認めることから、表示証を交付します。

- 1 名 称
- 2 所在地
- 3 有効期限 年 月 日まで

年 月 日

本宮市長





備考

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 材質はプラスチック等、厚みは6ミリメートル以上とする。
- 3 色は、次の表のとおりとする。

_		10-1 pt 24- 2 2 2	v .
			色(CMYK値による色指定)
	1	地色(中央部)	青(C:50%、M:5%、Y:0%、K:0%)
	2	地色(上下部)	青(C:85%、M:40%、Y:25%、K:12%)
	3	表示マーク(面)	赤(C:0%、M:95%、Y:90%、K:0%)
	4	文字、枠線	銀

様式第5号(第8条関係)

本宫市消防团協力事業所表示証交付整理簿

交付番号	事業所名	所 在 地 連絡先・担当者	初回表 現表示 更 新			協力事項 (第4条関係 ※該当項に	(3	担当市馬	表示連名 市 町 村	備 考 ※該当に □
1		Ŧ	年 年	月	E E		12			□ 中 請 □ 推 薦
		TEL			[0]	□3 □	14			□ その他
2		Ŧ	年年	<u>Д</u>	<u>В</u>		12			口申請 口推薦
-		TEL				□3 □	14			□ # m □ その他
		Ŧ	年	Я	В	D1 C	12			□ 申 請
3			年	月	H		.			口推勝
		TEL			[8]	□3 □	14			□ その他
		₸	年	月	H	D1 D	12			口申請
-4			4t	月	Ħ					口推勝
		TEL			[60]	□3 □	14			□ その他
		Ŧ	年	月	Ħ	D1 D	12			□ 申 請
5			年	月	Ħ					口 搬 勝
		TEL			[0]	□3 □	14			□ その他

第 号 年 月 日

本宮市消防団協力事業所認定取消通知書

様

本宮市長

次の理由により協力事業所としての認定を取り消したので、本宮市消防団協力事業所表示制度実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

なお、当該認定に係る表示証は速やかに返還されるようお願いします。

取消理由

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第10条関係)